社会福祉法人三星保育園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三星保育園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 本規定でいう役員とは理事及び監事をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1 により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表 1 により 1日分の報酬及び実費弁償費を 支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催さ れた評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わない ものとする。
 - また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁 償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設のため の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の ための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことがで きる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1 により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報

酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬 及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1 により 1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同 一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償 費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を 行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとす る。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3 により報酬及び 旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を 支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力 するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

報酬額は源泉税控除後の金額をいう。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	2,000 円
苦情対応第三者委員	5,000 円	2,000 円

別表 2 (日額)

名 称	報酬	実費弁償額
理事長業務報酬等	5,000 円	2,000 円
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	2,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円	2,000 円
苦情対応第三者委員	5,000 円	2,000 円

別表 3 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実 費	実 費	5,000 円	実 費